

# 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金交付要綱

社団法人佐賀県トラック協会

## (目的)

第1条 公共の道路を利用し、日夜輸送サービスに従事するトラックドライバーの運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患を予防することにより、一般市民を巻き込む重大死傷事故を防止し、交通安全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱でいう突発性運転不能障害疾患(以下「突発性疾患」という)とは、以下の疾患とする。

### 1. 脳疾患

- ① 脳内出血 ② くも膜下出血 ③ 脳梗塞 ④ 一過性脳虚血発作

### 2. 心臓・血管疾患

- ① 心筋梗塞 ② 狭心症 ③ 不整脈 ④ 弁膜症 ⑤ 解離性大動脈瘤

### 3. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)

## (助成対象者)

第3条 助成対象者は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という)に加入している会員事業所に在籍するトラック運転者で、社会保険に加入していることを条件とする。

## (助成対象期間等)

第4条 原則として、当該年度の4月1日から翌年3月20日までに、第5条の(1)～(4)のいずれかの検査を受診した者を対象とする。

## (対象検査及び助成額)

第5条 助成額は、検査内容に応じて以下の通りとする。但し、助成対象期間中に受診した下記検査のいずれかについて、トラック運転者1人当たり1回限りとする。

なお、突発性運転不能障害疾患予防対策の結果について、総合的な医師の所見を得ることとする。

(1) 突発性疾患検査のうち、下記の初期的検査については、1人当たり2,000円を限度に検査費用を助成する。

診 察	①問診	糖代謝系	⑩空腹時血糖
	②聴診	肝・膵機能	⑪AST(GOT)
	③視力・視野		⑫ALT(GPT)
④血圧	心 電 図	⑬γ-GTP	
⑤自覚症状及び他覚症状の有無		⑭安静時心電図	
胸 部	⑥胸部X線検査		
脂質代謝系	⑦HDLコレステロール		
	⑧LDLコレステロール		
	⑨中性脂肪		

- (2) 脳ドック及び心臓ドック検査については、検査を受診した者に対し1人当たり 8,000円を限度に検査費用を助成する。
- (3) SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査については、突発性運転不能障害疾患予防対策助成金交付要綱実施細則(SASスクリーニング検査助成制度)に定めた額を助成する。
- (4) SAS・ポリグラフ検査(以下「SAS・PSG検査」という)については、下記の検査項目を受診した者に対し1人当たり 10,000円を限度に検査費用を助成する。  
睡眠状態と呼吸状態を総合的に評価し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の診断と重要度を判断して治療法を決定するための1泊2日の入院検査。

#### (検査医療機関)

- 第6条 (1) 突発性疾患の初期的検査は、その検査が可能な検査医療機関とする。
- (2) 脳ドック及び心臓ドック検査は、その検査が可能な検査医療機関とする。
- (3) SASスクリーニング検査は、突発性運転不能障害疾患予防対策助成金交付要綱実施細則(SASスクリーニング検査助成制度)に定められた医療指定機関とする。
- (4) SAS・PSG検査は、その検査が可能な検査医療機関とする。

#### (申込方法)

- 第7条 会員は、「実施計画書(様式1)」に予定する検査ごとに必要事項を記入し、原則当該年度の2月末日までに佐ト協へ提出する。
- なお、SASスクリーニング検査助成については、別に定めるものとする。

#### (助成金の請求方法及び提出期限)

- 第8条 会員は、「検査助成金交付請求書(様式2)」に「受診者名簿(様式3)」及び該当検査項目と人数を明記した当該検査医療機関発行の請求書(写)並びに領収書(写)[支払いを証明するもの]を添付のうえ、当該年度の3月20日必着で佐ト協へ提出する。

#### (助成金の交付)

- 第9条 (1) 佐ト協は、会員から提出された「検査助成金交付請求書(様式2)」に基づき、当該年度の3月末日までに、申請会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付するものとする。
- (2) 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を交付しない。  
なお、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員に対し助成金の返還を求める。

#### (その他)

- 第10条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、佐ト協の交付金運営委員会において協議するものとする。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。